

## 9. 試験について

学則第 19 条に基づき獨協医科大学医学部試験及び成績評価に関する規程が制定されている。試験に関する諸々の事項は、すべてこの規程の定めるところにより取扱われる。

なお、試験の種類、受験上の心得等については、次のようになっている。

### ①試験

- イ 履修科目について 1 学期、2 学期、前期及び 3 学期間中、その他、適宜、試験が行われる。
- ロ 授業料等学費を納付していない者は、受験の資格が認められない。
- ハ 試験に関する事項はすべて掲示による。

### ②追試験

- イ 病気などやむを得ない事情で試験を欠席した場合に限り、特に許可することがある（学校感染症等による出席停止期間を含む）。この場合の願い出は、登校が可能となり次第、直ちに教務課へ提出すること。
- ロ 受験の許可は、本人の願い出に基づき教授会が授業担当者の意向を徴した上、教授会の議を経て、学長が決定する。
- ハ 追試験の許可は、得点の 90%をもって評点とする。
- ニ 追試験受験を認められた者は、追試験料（1,000 円）を納入するものとする。

### ③再試験

- イ 各学年の進級の要件を満たし得ない者のうち、挽回の余地があると認められた者に対し、再試験を行うことがある。
- ロ 受験の許可は、本人の願い出に基づき教授会が授業担当者の意向を徴した上、教授会の議を経て、学長が決定する。
- ハ 再試験は合・否をもって評価する。
- ニ 再試験受験を認められた者は、再試験料（5,000 円）を納入するものとする。

### ④受験上の心得

- イ 遅刻した場合は原則として受験を認めない。
- ロ 試験を行う教室（以下、試験会場）には、筆記用具と学生証以外の持ち込みは原則として認めない。
  - ・貴重品は各自ロッカーなどを利用し、自己の責任において管理すること。
  - ・ハンカチ、ティッシュペーパー（中身のみ）、点眼薬、点鼻薬については、試験監督が許可した場合のみ机の上に置くことが認められる（トイレトペーパーは不可）。
  - ・マスク、座布団、ひざ掛け等の使用は、試験監督に申し出て許可された場合に限られる。
  - ・必要に応じてメガネの着用は認めるが、メガネ、マスク等を外すように試験

監督が指示した場合は、それに従うこと。帽子の着用は認めない。

- ・許可なく持ち込んだ物品については、試験監督が没収することがある。その際の破損、紛失等については、試験監督は責任を負わない。

ハ 試験会場では指定された席に着き、机の上に学生証を写真の面を上にして置くこと。

ニ 問題用紙や解答用紙の取扱い、試験の開始・終了等については、試験監督の指示に従うこと。

ホ 試験開始から 30 分以内および試験終了前 5 分間は原則として退室を認めない。

ヘ 体調不良やトイレ等、やむを得ない理由により試験の途中で退室したい時は举手し、試験監督の許可を得てから席を離れること。退室に際しては、必要に応じて試験監督が同行する。

ト 試験の実施に際して、以下の行為は禁止する。

- ・試験の正常な進行や他の学生の受験を妨げること。また、無許可で離席や退室を行うこと。

- ・他の受験者の解答用紙の記入内容を見たり、他の受験者の解答用紙に記入したりすること。

- ・試験会場内あるいは教室外において、音声、ジェスチャー、携帯電話・スマートフォン等通信機器、メール、インターネット等により、他者から情報を得たり、他者に情報を提供したりすること。

- ・許可された以外の物品を机の上に置くこと。

- ・科目担当責任者による事前の許可なく、以下の物品を試験会場に持ち込むこと。

①携帯電話、スマートフォン、スマートウォッチなどの通信機器

②パソコン、タブレット型端末などの電子機器

③辞書機能、通信機能、録音・撮影機能等のある機器

④時計類

⑤飲食物

⑥書籍、ノート、講義資料等

- ・その他、一般的に不自然な受験態度をとること。

チ 地震や悪天候等の天災、火災あるいは停電等により試験の実施が継続できなくなった場合は、試験監督教員の指示に従うこと。

リ この注意事項に反する行為を行った場合は、獨協医科大学医学部試験及び成績評価に関する規程第 12 条に基づく処分の対象となる。